5　Summary

⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : Yuji Kanda, President of Health Insurance Claims Review and Reimbursement Services

⑵　Classification of the products to be procured : 71, 27

⑶　Nature and quantity of the services to be require : Development of the new system (function for review committee) for examination and payment of social insurance medical fee, 1 set

⑷　Delivery period : As shown in the tender documentation

⑸　Delivery location : As shown in the tender documentation

⑹　Qualifications for participating in the tendering procedures : Suppliers eligible for participating in the proposed tender are those who shall :

①　not come under Article 31 of the qualifications for participating in the Health Insurance Claims Review and Reimbursement Services open tender (or invited tender).

②　not come under Article 32 of the qualifications for participating in the Health Insurance Claims Review and Reimbursement Services open tender (or invited tender).

③　have obtained Grade A, B or C in "offer of services" qualifications for participating in the Health Insurance Claims Review and Reimbursement Services tenders in the fiscal year 2017, 2018 and 2019, or those who shall be qualified as a participant in tenders, registered on the list of qualifying participants, and met the above grade and qualifications by the time of tender.

④　have actual experience in the relevant matters

⑤　have the ability to reliably provide sufficient service

⑺　Date and location of tender briefing : 10 : 00 a.m. 1 April, 2019, Health Insurance Claims Review and Reimbursement Services head office 6F Conference Room

⑻　Time limit for tender : 3 : 00 p.m. 10 May, 2019

⑼　Date and location of opening the tender : 10 : 00 a.m. 22 May, 2019, Health Insurance Claims Review and Reimbursement Services head office 6F Conference Room

⑽　Contact point for the notice : Koujirou Kobayashi, Manager, Contract Section, Finance Department, Health Insurance Claims Review and Reimbursement Services, 2―1―3 Shinbashi, Minato-ku, Tokyo 105―0004 Japan, TEL : 03―3591―7441

入 札 公 告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

平成 31 年 3 月 20 日

契約責任者　東日本高速道路株式会社
新潟支社長　鈴木　啓之

◎調達機関番号　417　◎所在地番号　15

1　工事概要

⑴　品目分類番号　41

⑵　工事名　北陸自動車道　栄橋床版取替工事

⑶　工事場所
自）新潟県長岡市灰島新田
至）新潟県燕市大字佐渡

⑷　工事内容　本工事は、北陸自動車道　栄橋（上下線）と貝喰川橋（上下線）の橋梁床版取替工事を行う工事である。

⑸　工事概算数量　床版取替工　約11,900㎡

⑹　工期　契約保証取得の日の翌日から1,290日間

⑺　使用する主要な資機材
コンクリート　約700㎥　鉄筋　約170ｔ

2　競争参加資格

⑴　審査基準日（下記３に示す競争参加資格確認申請書等の提出期間の最終日をいう。以下同じ。）において、東日本高速道路株式会社の契約規程実施細則第６条の規定に該当しない者であること。

⑵　平成31年３月31日までに、工事種別「橋梁補修工事」に係る東日本高速道路株式会社の「平成29・30年度工事競争参加資格」を有する者で、かつ、当該資格の認定の際に算定された客観的事項に係る点数（以下「経営事項評価点数」という。）が1,200点以上の者であること、又は経営事項評価点数が1,100点以上である者による２者若しくは３者で構成された特定建設工事共同企業体（以下「特定ＪＶ」という。）であること。

なお、特定ＪＶの場合は、すべての構成員が「２　競争参加資格」を満たすこと

⑶　審査基準日において、会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者、又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。（ただし、当該申立てに係る手続開始の決定後、あらためて競争参加資格の再認定を受け、上記⑵に示す条件を満たす場合を除く。）

⑷　審査基準日から入札・開札を経て落札者決定の日までの期間（期首及び期末の日を含む）において、東日本高速道路株式会社から「地域４（新潟支社が所掌する区域）」において、競争参加資格停止を受けていないこと。

⑸　審査基準日において、平成15年度以降に元請として完成及び引渡しが完了した下記同種工事ａかつｂの施工実績を有すること。

ただし、当該工事を共同企業体の構成員として施工した場合は、出資の割合（出資比率）が20％以上である場合に限り施工実績として認める。

なお、同種工事の施工実績を同一の工事において有する必要はない。

【単体及び特定ＪＶの代表者】

同種工事ａ　プレキャストＰＣ床版又は場所打ちＰＣ床版による道路橋の床版工事（新設工事又は取替工事）

同種工事ｂ　高速道路又は高速道路以外の自動車専用道路において交通規制（車線減少）を実施した工事（片側交互通行規制は可、路肩規制・ランプ規制・通行止めは不可）

【特定ＪＶの代表者以外】

同種工事ａ　プレキャストＰＣ床版又は場所打ちＰＣ床版による道路橋の床版工事（新設工事又は取替工事）

本工事の競争参加資格においては、東日本高速道路株式会社が発注した工事であって、かつ、確定した判決又は公正取引委員会による課徴金納付命令若しくは排除措置命令において独占禁止法違反行為があったとされた工事は、企業の実績として認めない。

また、工事成績評定点合計（以下「評定点合計」という。）を発注者から通知されている場合で、次の㈠又は㈡に該当する工事は施工実績として認めない。

㈠　東日本高速道路株式会社又は旧日本道路公団の工事については、評定点合計が65点未満の工事

㈡　上記以外の高速道路会社、国又は地方公共団体等の工事においては、評定点合計が一定の点数未満であり、当該発注機関の競争入札において施工実績として認めていない工事

⑹　審査基準日から入札・開札を経て落札者決定の日までの期間（期首及び期末の日を含む）において、本工事に係る設計業務等の受注者、当該設計業務等の下請負人、又は当該受注者、下請負人と資本若しくは人事面において関連がある者でないこと。

⑺　審査基準日から入札・開札を経て落札者決定の日までの期間（期首及び期末の日を含む）において、本工事を監督する部署の施工管理業務の受注者、当該施工管理業務の担当技術者の出向・派遣元、又は当該受注者、担当技術者の出向・派遣元と資本若しくは人事面において関連がある者として、本工事若しくは上記⑹に示す設計業務等の発注に関与した者でないこと。又は現に当該施工管理業務の受注者、当該施工管理業務の担当技術者の出向・派遣元、又は当該受注者、担当技術者の出向・派遣元と資本若しくは人事面において関連がある者でないこと。

⑻　審査基準日において、特定ＪＶを構成する場合は、次に示す事項を全て満たすこと。

①　全ての構成員が、上記⑵に示す工事種別に対応する建設業法の許可業種につき、許可を得てから５年以上の営業期間を有すること。